

## 活

— 第39号 —

茨城県労災保険指定医協会  
「活」編集委員会  
発行責任者 島田 裕〒310-0852 水戸市笠原町4 8 9  
TEL 029-243-5701 FAX 029-243-6530  
E-mail: ka35248@zf7.so-net.ne.jp  
URL: <https://www.i-rousaikyokai.jp>

## 父 大木勲を偲んで

結城病院 院長 大木 準



茨城県労災保険指定医協会の役員には整形外科の諸先生方が多く在籍されています。私が役員として入会した当初より、整形外科医であった父について諸先輩役員から度々お気遣いのお声がけをいただいております。常日頃より感謝しておりました。その父ですが、本年正月他界いたしました。死因は肺炎で、奇しくも同生年かつ同没年となりました長嶋茂雄氏やフランシスコ法王と同じ病名でした。生前に長年ご交誼を賜りました先生方には厚く御礼申し上げます。また本誌面をお借りしてその略歴について偲ぶことをお許し願います。

故・大木 勲は1936年栃木県豊田村小葉の医師大木庫の6人兄弟の長男として生まれました。実家の大木家の由来は平安時代まで遡る名主の家柄であったそうですが、江戸時代末の天保年間に当時の惣領が後継を残さず途絶えたため、故人の曾祖父にあたる大木玄広という人物が他家から養子に入りました。その玄広から当家は医業を始め、次の大木市太郎の代で同地に小葉医院、故人の父・大木庫の代で茨城県結城町に結城医院を開業

しております。したがって勲の代で医家としては四世代目にあたります。

勲は生後しばらく豊田村小葉で育てられ、地元の豊田北小学校に通いました。小学生時代は太平洋戦争中のため物資不足でありましたが、父の庫が軍属であったためか、特配でドラム缶に入ったバターが支給され家族で驚いたなどのエピソードを語っております。また小学校の下校途中、上空を通る銀色のB29の編隊を目撃したなどとも語っておりました。その後、同じ村の豊田中学校に通いますが、2年次に東京都の文京区第二中学校に転校しました。勲の姉たちが同じ文京区の真砂町のお宅に下宿していたため、同宿し勉学に励むためだった様です。高校は私立の開成高等学校に通い、一浪の後に日本医科大学に入学します。しかし同学は一年で中退し、千葉大学医学部に再入学しました。千葉大入学後は文理学部のキャンパスが近い稲毛駅前に住んでいた様です。千葉大学での学生生活で勲は本当に幸せな青春時代を送っていたようで、最晩年までその思い出を繰り返し言葉にしておりました。25歳の時に後

に配偶者となる松永倭文子 20 歳と大学主催のダンスパーティーで知り合いました。1963 年大学卒業の年に 26 歳で結婚し、家族を得ております。卒後は東京通信病院で 1 年間のインターン研修を行い、医師免許を取得後、千葉大学の整形外科に入局し、大学院では生化学教室に通いました。1968 年には大学院を卒業しますが、その際の研究論文が評価され、米国のニューヨーク州立ロズウェルパーク癌研究所から招聘されて渡米することになりました。1 年間を同研究所のあるバッファロー市で過ごした後に南部テキサス州・ヒューストン市のベイラー医科大学に移籍し、整形外科の研究者として勤務しました。その際に脊椎外科の巨匠とされるハリントン教授に直接学ぶなどの機会に恵まれたようです。1970 年には帰国して千葉大学附属病院に復職し、勲のライフワークとなりました脊椎外科の臨床と研究に従事しております。その後、勲の出身地に近い栃木県南河内町に自治医科大学が新設されることになりました。勲はその開学時のメンバーの一人となり、1974 年の開学と同時に移籍し 1988 年まで 14 年間勤めました。整形外科学講座助教授となり、日本側弯症研究会をリードする国際的研究者の一人になるなど大学人として活躍し、1989 年には同研究会の会長を務めました。尚、筆頭研究論文数は 53 本ののぼり、他多数の共著を記しております。1995 年には勲やその同僚の先生方とそれまでの診療知見に基づき、「整形外科診療プラクティス」という学術書を自身の学術研究の集大成として上梓しております。

1988 年には実家が経営する結城病院に転身し、2010 年まで院長職、2021 年まで理事長職を務め、2024 年に相談役と

なるまで地域医療に貢献しました。この間、1998 年には老健施設、2006 年には新病院を建設し、2018 年には救急対応などへの貢献が評価され医療功労賞を受賞しております。また医師会活動やロータリークラブなどの社会奉仕活動も精力的に行い、茨城県医師会理事、結城市医師会会長、茨城県臨床整形外科医会会長、国際ロータリー 2028 地区ガバナーも経験するなど多方面に情熱を傾けておりました。プライベートではそれまで関係各誌に寄稿していたエッセイをまとめて「医は心」という自叙伝や詩集「ロータリーのこころ」を出版しております。健康面では 2015 年頃から腎臓がんと肥大型心筋症を患い、複数回の手術を行うなどしました。昨年からは老衰が進み、本年正月過ぎに発症しました肺炎が悪化し最期を迎えました。亡くなる直前まで親しい友人や知己が見舞いに訪れるなど多くの人に囲まれておりました。本人は最後まで頭脳明晰かつ勤勉実直でありました。表裏のない素直で明るい性格であり、常に人に優しく、多くの方に愛されました。当協会の先生方をはじめ様々な方々に支えられた実に幸福に満ちた生涯でありました。また死後関係各方面のご推薦を賜りました結果、政府より従六位旭日双光章を追贈いただきました。亡き故人に代わり重ねて御礼を申し上げる次第です。

天台宗長栄寺：脊医院 優心 陽勲 清居士

院号：脊医院：脊椎外科医療を専門にしています。

道号：優心：いつも優しい心で人を癒しました。

戒名：陽勲：陽光のように明るく温かい心を持つ勲でした。

位号：清居士

## 会員医療機関職員功労表彰式

令和7年5月17日(土)水戸プラザホテルに於いて「会員医療機関職員功労表彰式および祝賀会」を開催しました。20の医療機関から推薦された61名を表彰しました。

当日は17の医療機関から45名が出席、支部ごとに代表者が登壇し、島田会長から表彰状と記念品が贈られました。祝賀会では、受賞者を代表して小豆畑病院の山田弘子様と龍ヶ崎済生会病院の小林若菜様が謝辞を述べられました。



### 職員功労表彰祝賀・交流パーティー

茨城県労災保険指定医協会



## 令和7年度 会員医療機関職員功労賞表彰者名簿

医療機関名	被推薦者	医療機関名	被推薦者
AGC株式会社鹿島工場 健康管理センター	飯島 由美子	石井外科内科医院	猿橋 友紀子
しみず整形外科 リハビリクリニック	田中 啓道	小豆畑病院	山田 弘子
	荒川 洋平		磯前 さやか
志村大宮病院	江幡 砂織		谷平 智子
	河野 久美子		渡辺 康祐
	岡部 直子		鈴木 徹男
	小林 なおみ	嶋崎病院	樫村 八重子
	上倉 洋人		西澤 律代
塚田整形外科	奥山 航		秋山 浩子
	澤田 亜希子		石田 優理子
	大和田 晴菜		松崎 麻紀
勝田整形外科医院	軍司 晃	龍ヶ崎済生会病院	小林 若菜
	會澤 寿		浅野 早苗
松倉中央クリニック	斎木 加代子		磯山 夏輝
	秋山 知遥		鈴木 直子
	高橋 智子		檜山 知美
	飯岡 亜希	水戸中央病院	小川 雄一
	飯岡 智美		森戸 勝
鈴木 美和子			
結城病院	小川 史栄	いちほら病院	池田 守
西山堂病院	安掛 陽子		宇留野明日香
	高橋 知美		舛井 禎久
木根淵外科胃腸科病院	湊 さだ子	土浦厚生病院	横張 清美
	田崎 真弓		間中 美紀
	本多 綾子	西山堂慶和病院	墨谷 聡
	倉持 宏美		関口 恵子
	みほクリニック	小林 純江	小松整形外科医院
越知 裕美		金長 香織	
高橋 佐江子		猪狩 佳子	
糸賀 祐見子		小森 友姫	
大場内科クリニック	君嶋 明美	茂木 麻紀	

## 茨城県労災保険指定医協会 謝辞

この度は「茨城県労災保険指定医協会」様より「職員功労賞」をいただきまして誠に有り難うございます。

那珂市にあります医療法人社団青燈会小豆畑病院の山田と申します。小豆畑病院は創立 45 周年を迎え、現在、上菅谷駅近くに病院の移設・新築を進めており、2025 年 12 月に完成予定となっております。

私は、病院勤務は通算して約 20 年になります。現在の小豆畑病院では約 15 年になり当初は管理栄養士として主に栄養面から患者様をサポートして参りましたが、現在は総務課長として、職員が働きやすい職場環境づくりに日々ほんそうしております。当時は専門職として働いていたため、事務の仕事は分からない事ばかりでした。これまで続ける事ができたのはいつも温かく支えてくださった上司・同僚・部下のおかげです。その方達と一緒に仕事ができる事が私にとってかけがえのない事だと思っております。これからも縁の下の力持ちとして誇りをもって頑張っていきたいと思っております。

本日は本当に有り難うございました。

小豆畑病院 山田 弘子

このたびは、茨城県労災保険指定医協会職員功労賞という賞を賜り、長年にわたり看護師として勤めてまいりましたが、このように評価していただけたことは、私にとって大変光栄であり、励みになります。

受賞した皆様の代表の一人として、ひとこと、ご挨拶を述べさせていただきます。

看護師として働き始め 20 年が経ちました。2018 年には認知症看護認定看護師の資格を取得し、院内だけではなく、地域へ向けた健康講座や認知症カフェへの参加、県内の看護師向けの研修の実施など認知症に関わる様々な仕事をさせて頂いております。高齢社会の今、皆様もご存じの通り認知症を持つ人は増えております。認知症看護認定看護師として認知症になってもその人らしく日々の生活を送れることを今後もサポートしてまいりたいと思います。

また、院内では認知症・せん妄ケアチームの一員としても活動をしており、多職種連携、チームワークの大切さを日々実感しております。このような賞を頂いたのは、私一人の力ではなく、病院長、看護部長をはじめ、周囲の皆様のご支援とご指導の賜物と存じます。この場をお借りして深く御礼申し上げます。

最後になりますが、受賞者代表として本日このような素晴らしい機会をいただいたこと、また、このような表彰式を開催して下さった茨城県労災保険指定医協会様に改めて深く感謝申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

龍ヶ崎済生会病院 小林 若菜

# 会長就任あいさつ

会長 島田 裕



このたび、中村尚先生の後任として、茨城県労災保険指定医協会の会長を拝命いたしました。歴史と伝統ある本協会の重責を担うこととなり、身の引き締まる思いとともに、その責任の重さを改めて痛感しております。

当協会は、昭和33年に初代会長・志村国作先生のご尽力により設立されて以来、60余年にわたり、労災および自賠責診療における制度の整備と運用に深く関わってまいりました。創設当初より、診療報酬の適正化をめぐる交渉や改革に先頭を切って取り組み、地域特掲料金制度の運用、自賠責診療費算定基準の導入、労災保険情報センター（RIC）への加入促進など、幾多の課題を乗り越えて今日に至っております。

こうした歴史は、歴代会長をはじめと

する諸先生方、そして多くの会員の皆様のご努力の積み重ねによって築かれたものであり、私自身もその系譜の一端を担うことに、深い敬意と責任を感じております。

現在、診療報酬制度に関する大きな混乱は収束を見ているものの、医療現場を取り巻く環境は年々複雑さを増しております。メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害、高齢労働者の増加、さらには就労困難な患者への支援といった新たな課題への対応が求められております。

本協会の使命は、単なる診療報酬の適正化にとどまらず、労働者の健康保持・増進に資する医療の提供にあると考えております。そのためには、労災診療と産業医活動の連携をより一層強め、医療・保健・福祉が一体となった総合的支援体制の構築が必要です。茨城県医師会とも連携し、産業医の養成支援をはじめとする活動にも注力してまいりたいと考えております。

また、前会長の時代に創設された「会員医療機関職員功労表彰制度」は、医療機関を支える職員の皆様への感謝を示す貴重な機会であり、今後も継続してその意義を大切にしていきたいと思います。

微力ながらも、誠心誠意職務にあたる所存でございます。会員の先生方には、これまでと変わらぬご支援とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



了了

# 退任を迎えて

顧問 中村 尚



茨城県労災保険指定医協会とのご縁は、2003年4月に監事として仕事を開始させていただき、22年が経ちました。この間、これまでの会長をはじめ多くの先生方と一緒に仕事をしてきました。ご一緒した先生方は皆さん非常に個性豊かで人格の優れた方ばかりでした。理事会や編集委員会の後の懇親会では和気あいあいとプライベートの趣味や興味のある事などについて歓談し、仕事を離れて楽しい時間を過ごさせていただきました。この懇親会は楽しみの一つでした。

また、会長になってから移動理事会にも出席してきました。理事の先生方と1泊または2泊の旅行を共にして個人的に親睦を深めることができました。

2021年5月に小松満先生から茨城県労災保険指定医協会の会長職を引き継ぎました。2019年末から新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、2020年春には日本においても緊急事態宣言が出され、2021年3月に解除されました。また、2023年5月には感染症法上の位置づけが5類となり通常の日常生活が徐々に戻るようになりました。私が会長職に就いた時期は、まだ世間ではコロナ感染症の影響があり、多人数の対面会議などは制限されており、会の運営などは徹底的な感染症対策を取ったうえで正副会長会議を開催し運営してきました。小松前会長からはやや停滞した協会の活動を活発にしてほしいと言われていましたが、会の

運営は縮小しなければならずやや停滞してしまいました。何か新規の事業をと考え会員還元文化講演会として二所ノ関親方の「我が相撲道に一片の悔いなし」という講演会を開催しました。この講演会は好評で、今後も数年に一度くらい会員還元文化講演会を開催しても良いかと思っています。

最近の労災保険では、死者数は減少していますが軽微な傷病が増えており全体としては微増となっています。また、対象疾患は整形外科的なものばかりでなく、内科、精神科、脳外科など多岐の診療科に及ぶようになりました。当協会の理事の人選においても整形外科以外の先生方の参加が望まれます。また、現在もそうですが増々高齢の労働者が増加してきており高齢者の労働災害への対応が重要になってくると思います。

会長として2期4年間勤めてきました。不備な点も多かったと思いますが、会員の先生をはじめ副会長、常任理事、理事、監事及び顧問の先生方のご協力のお陰で無事に退任を迎えることができ、心より感謝申し上げます。また、裏方として多くの仕事をしていただいた事務局の渡邊さん、服部さんには大変ご苦勞を掛けたいと思います。この場を借りて、心より御礼申し上げます。

今後は一会員として当協会に協力していくつもりですので、今後ともよろしく願いいたします。

# 職場のメンタルヘルス

医療法人社団有朋会 栗田病院 安部 秀三

職場のメンタルヘルスの重要性について話題になることが多くなっています。ここでは職場のメンタルヘルスの一般的な知識、精神障害の労災状況、その基準の変更点、一般的なその予防、対策についてまとめます。

## ○職場のメンタルヘルス

メンタルヘルスとは「心の健康状態」（精神的健康）のことです。WHO（世界保健機構）ではメンタルヘルスについて、自分の可能性を知り、生活に伴う通常にストレスに対処し、生産的な活動をし社会に貢献したりすることができる状態と定義しています。メンタルヘルス不調とは、精神障害や自殺のみならず、ストレスや強い悩み、不安など精神のおよび行動上の問題を幅広く含むものをいいます。職場のメンタルヘルスケアとは、「事業場（職場）において、事業者（会社）が講ずる労働者の心の健康の保持増進のための措置」のことです。

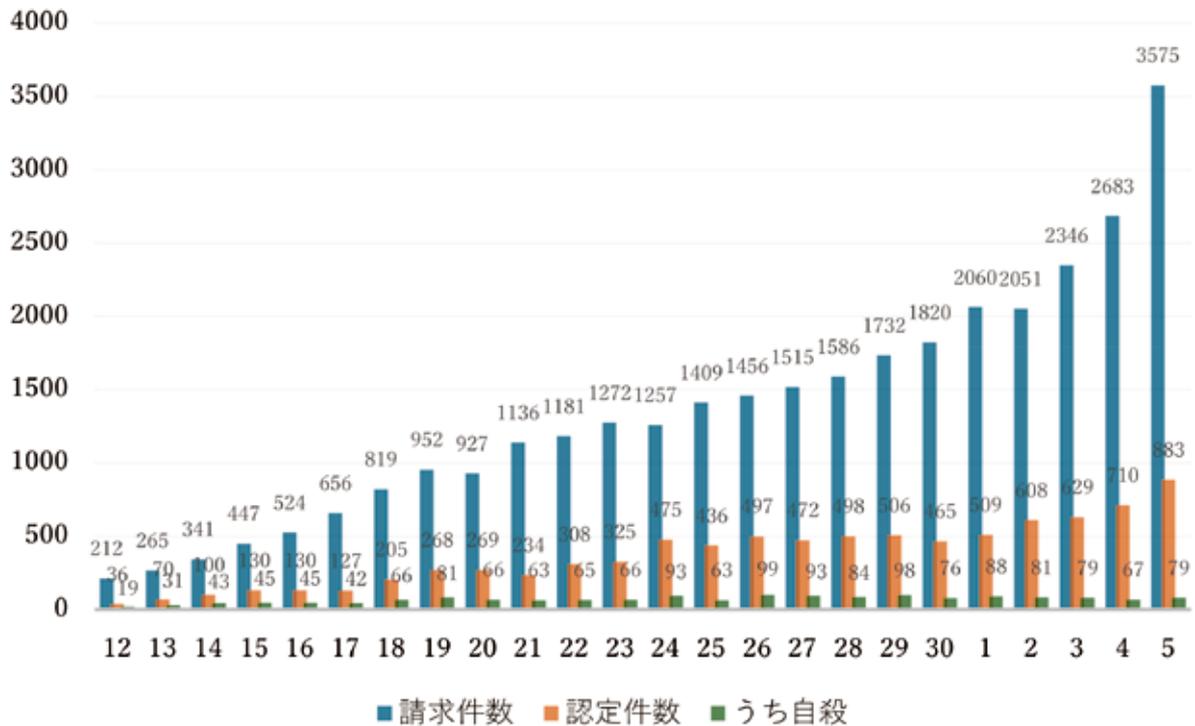
## ○職場のメンタルヘルスに関する調査データ

よく引用される調査結果をあげます。厚生労働省の「令和5年労働安全衛生調査（実態調査）」<sup>1)</sup>によると、現在の仕事や職業生活に強い不安、悩み、ストレスとなっていると感じる事柄がある労働者の割合は82.7%（令和4年調査82.2%）と、引き続き多くの社員・従業員が強いストレスを感じている実態が明らかとなりました。また、過去1年間にメンタル

ヘルス不調により、連続して1か月以上休業した労働者がいた事業所の割合は10.4%（令和4年調査10.6%）、退職した労働者がいた事業所の割合は6.4%（同5.9%）でした。メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者の割合は0.6%（同0.6%）、退職した労働者の割合は0.2%（同0.2%）となっています。

厚生労働省の「令和5年度過労死等の労災補償状況」<sup>2)</sup>によると、仕事に起因して発病した精神障害が労災認定され、支給決定された件数は883件（令和4年度710件）、労災請求件数は3,575件（令和4年度2,683件）であり、支給決定件数、請求件数ともに過去最多を更新しています（図）。その請求件数を業種別に見ると、「医療、福祉」887件、「製造業」499件、「卸売業、小売業」491件の順で多くなっています。また、支給決定件数は「医療、福祉」219件、「製造業」121件、「卸売業、小売業」103件となっています。出来事別の支給決定件数を見ると、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」が157件、「業務に関連し、悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」が111件、「セクシュアル

図 精神障害の労災認定状況



ハラスメントを受けた」が103件でした。

### ○精神障害の労災基準の変更点

厚生労働省では、労働者に発病した精神障害が業務上災害として労災認定できるかを判断するために、平成23年12月に策定された「心理的負荷による精神障害の認定基準」を定めています。認定要件の基本的な考え方として、業務上労災認定とされる場合に以下①②③の要件をすべて満たした場合となります。

#### 【認定要件】

- ①認定基準の対象となる精神障害を発病していること
  - ②認定基準の対象となる精神障害の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること
  - ③業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとは認められないこと
- その後、令和2年6月から改正労働施策総合推進法が施行され、パワーハラス

メントの定義が法律上規定されたこと等を踏まえ、認定基準の「業務による心理的負荷評価表」にパワーハラスメントを明示しました<sup>3)</sup>。さらに働き方の多様化、労働者を取り巻く労働環境の変化や労働者の心身の健康に対する関心の高まりから、令和5年7月「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会報告書」を受けて、令和5年9月に、精神障害の「心理的負荷による精神障害の認定基準」<sup>4,5)</sup>を改正しました。

改正の主なポイントとして3つあります。

1. 業務による心理的負荷（ストレス）評価表を見直しました。  
いわゆるカスタマーハラスメント、感染症等の病気や事故の危険性が高い業務についての具体的な出来事を追加し、転勤・配置転換等の類似性の高い具体的出来事の統合等を行いました。
2. 業務外で既に発病していた精神障害

の悪化について労災認定できる範囲を見直しました。

これまで、悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」（特に強い心理的負荷となる出来事）がなければ業務と悪化との間の因果関係を認めていなかったことについて、悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」がない場合でも、「業務による強い心理的負荷」により悪化したと医学的に判断<sup>\*</sup>されるときには、業務と悪化との間の因果関係が認められる、となりました。

※医学的な判断：本人の個体側要因（悪化前の精神障害の状況）、業務以外の心理的負荷、悪化の態様・経緯等を十分に検討。

3. 速やかに労災決定ができるよう必要な医学的意見の収集方法を見直しました。

主治医意見の他に専門医による医学的意見の収集を必須とする範囲等を見直したことで、労災決定までの期間を短縮できる事案が増加します。

### ○メンタルヘルス対策

事業者は、自らがストレスチェック制度を含めた事業場におけるメンタルヘルスカケアを積極的に推進することを表明するとともに、衛生委員会等において十分調査審議を行い、「心の健康づくり計画」やストレスチェック制度の実施方法等に関する規程を策定する必要があります。また、その実施に当たってはストレスチェック制度の活用や職場環境等の改善を通じて、メンタルヘルス不調を未然に防止する「一次予防」、メンタルヘルス不調を早期に発見し、適切な措置を行う「二次予防」及びメンタルヘルス不調と

なった労働者の職場復帰支援等を行う「三次予防」が円滑に行われるようにする必要があります。これらの取り組みにおいては教育研修・情報提供を行い、「4つのケア」を効果的に推進し、職場環境等の改善、メンタルヘルス不調への対応、休業者の職場復帰のための支援等が円滑に行われるようにする必要があります。4つのケアとは、①セルフケア、②ラインによるケア、③事業場内産業保健スタッフ等によるケア、④事業場外資源によるケアです。

ストレスチェック制度は、労働者が50人以上いる事業場では、毎年1回、すべての労働者に対してこの検査実施することが義務付けられています。今後法律改正とともに50人未満規模の事業場を努力義務とする現行の特例を、公布3年以内に廃止し、今後は50人未満の事業場でも義務化になります。

労働施策総合推進法の改正、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などを含め、令和2年6月以降段階的にハラスメント対策が義務化され、令和4年4月からは中小事業主も含んでパワーハラスメント防止のための措置義務が実施となっています。労災支給決定件数が示すとおり、職場内のハラスメント対策に十分取り組む必要があります。

令和5年に厚労省でとりまとめられた「第14次労働災害防止計画」<sup>6)</sup>では、事業者が取り組むこととして、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境の改善、職場におけるハラスメント防止対策に取り組むことが掲げられています。

### ○従業員がメンタルヘルス不調、あるいは精神障害を発症した場合

まずは従業員の治療ケアについて支援し、適切な医療機関等につなげるようすすめましょう。希望すれば産業保健スタッフより近隣の医療機関について情報提供していくこともあります。医療機関の判断によっては休職ということもありうるので、可能なら会社の休職可能期間やその間の健康保険から支給される傷病手当金などの手続き、その後の復帰の制度なども説明しておくこともよいと思います。

一方労災保険の請求の事例であれば、被災労働者（死亡事故の場合はその遺族）自身の手続きが原則ですが、現実には会社が代行するのが普通です。労災保険の請求には事業主の証明が必要とされているため、災害発生の年月日をはじめとして、その原因、発生状況、勤務状態などを証明する必要があります。また、休業補償給付などの請求に際しては、平均賃金や休業期間なども計算しなければなりません。これも会社の協力があってのことになります。こうした事務作業は、事業主の義務とされているのです。特に、被災労働者自身が入院などして、自分では手続きできない場合には、会社が助力しなければならないことになっています（いずれも労災保険法施行規則第23条<sup>7)</sup>。

### ○労災認定事例

以下労災と認定された事例です。詳しくは参考の8をご参照ください。

- ・新製品開発・製造等の担当となり、製品の廃棄処分や納期に間に合わないなどの事態が発生し、「うつ病エピソード」を発病

- ・上司に体を触られたり、継続的に私的にメールを送信されたことが原因として「うつ病」を発病
- ・複数の会社幹部によるセクシュアルハラスメントや業務指導、注意を原因として「反応性うつ病」を発病
- ・「退職を強要された」ことを原因として「うつ病エピソード」を発病
- ・製造会社の責任者が製品の異物混入事故発生による対応、工場移転トラブルで製造の一部停止に伴う外注先への対応などの事態が発生し、「うつ病エピソード」を発病
- ・上司の感情的な叱責、罵倒を継続的に受けたことを原因として「うつ病エピソード」を発病
- ・アシスタント美容師が教育係の先輩スタイリストから、大声で怒鳴られたことが原因で「うつ病エピソード」を発病
- ・長時間の時間外労働が長期間継続したことを原因として自殺
- ・自社ホームページの全面改訂に伴うトラブル等の対応のために長時間労働を行ったことが原因で「適応障害」を発病
- ・所定労働時間を大幅に超える時間外労働や2週間以上にわたる連続勤務を原因として自殺
- ・複数の会社に雇用されている労働者に発病した精神障害
- ・仕事中のけがによる療養中に、体が思うように動かないことや社会復帰への不安から精神障害を発病

## ○参考

- 1) [https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/r05-46-50\\_gaikyo.pdf](https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/r05-46-50_gaikyo.pdf) (令和5年「労働安全衛生調査 厚生労働省 令和6年7月)
- 2) <https://www.mhlw.go.jp/content/11402000/001276368.pdf> (令和5年度「過労死等の労災補償状況」の訂正について 厚生労働省労働基準局補償課 令和6年7月)
- 3) <https://www.mhlw.go.jp/content/000637468.pdf> (精神障害の労災認定基準に「パワーハラスメント」を明示します)
- 4) <https://www.mhlw.go.jp/content/001309223.pdf> (精神障害の労災認定 過労死等の労災補償 II)
- 5) <https://www.mhlw.go.jp/content/001148727.pdf> (精神障害の労災認定基準を改正しました)
- 6) <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001116307.pdf> (第14次労働災害防止計画 厚生労働省 令和5年3月)
- 7) [https://www.rousai-ric.or.jp/Portals/0/images/under/faq/040\\_20230608.pdf](https://www.rousai-ric.or.jp/Portals/0/images/under/faq/040_20230608.pdf) (公益財団法人労災保険情報センター 精神障害)
- 8) 精神障害の労災認定のしくみ. 公益社団法人労災保険情報センター 令和6年6月

## 茨城県労災保険指定医協会からのお知らせ

- ※ 今年も「労災診療費算定実務研修会」をオンデマンド配信で開催いたします。  
配信期間は令和7年10月24日(金)～11月13日(木)の予定です。  
詳細は労災保険情報センター (RIC) からお知らせします。
- ※ 新規加入時に、RIC と契約されている場合はご連絡ください。
- ※ 登録事項に変更が生じた場合 (管理者変更、銀行口座名義変更等) は必ずご連絡ください。

### 連絡先

E-mail: ka35248@zf7.so-net.ne.jp

FAX: 029-243-6530



## ◆新規指定医療機関

医療機関名	所在地	診療科目
わたなべ歯科医院	結城市	歯科
ししど歯科クリニック	那珂市	歯科、歯科口腔科、小児歯科
Link-do 神栖ワーカーズクリニック	神栖市	内科、精神科、皮膚科
小林医院	常陸太田市	内科、消化器内科、外科、整形外科、皮膚科、眼科、耳鼻科、小児科
グリーン整形外科	水戸市	整形外科、リハビリテーション科
かぼちゃ総合診療クリニック	古河市	内科、外科
江戸崎クリニック	稲敷市	内科

## ◆指定取消医療機関

医療機関名	所在地	取消事由
高橋医院	取手市	担当者不在のため
山王歯科	桜川市	対応困難な状況のため
大串医院	常陸大宮市	対応困難な状況のため
後藤外科胃腸科	土浦市	閉院
おいかわクリニック	ひたちなか市	閉院
北浦診療所	行方市	閉院

編集  
後記

少子高齢化、働き方改革、地域医療構想の進展に加えて、ICTやAIの活用が現場にも少しずつ浸透し始めており、診療録の自動作成や画像診断支援・労災診断書の作成支援システム等の「診療の支援・効率化を後押しする技術」の開発が着実に進み、令和の医療が大きな転換をとげているのは疑う余地のないところである。一方、それらを現場で活用するには制度や運用の理解と現実とのすり合わせが必要であり、AIが収集する個人情報の取り扱いや運用側のモラル等、我が国では法整備が追いついてない状況である。また非常に残念であるが、今や、我が国のAI開発力は世界の最先端をいくアメリカ・中国のレベルになく、加えて

昭和・平成時代に比し、質・量ともに各分野での研究の著しい低下が問題視されているときく。

こうした社会情勢ではあるが、労災医療では、従来からの外傷や障害のみならず、メンタルヘルスや過重労働、高齢労働者の被災に関連する事案も年々増加している。しかし被災労働者の回復と社会復帰を支えるという労災診療本来の使命は変わらない。制度と現場のギャップを埋めつつ、新たな技術も柔軟に取り入れながら、互いに連携し、より良い労災医療を築いていきたいと思う。

(松崎記)

題 字 石島弘之 先生  
イラスト 高木俊男 先生

## 茨城県労災保険指定医協会役員名簿

(令和7年～令和9年)

	役職名	氏名	医療機関名	〒	所在地	電話番号	専門	地区
1	会長	島田 裕	島田外科医院	319-1221	日立市大みか町 2-13-18	0294-53-4888	外	5区
2	副会長	松崎 信夫	取手整形外科医院	302-0024	取手市新町 1-7-13	0297-72-0744	整外	3区
3	〃	城之内宏至	城之内医院	314-0132	神栖市筒井 1422-147	0299-92-1261	内	2区
4	〃	木村 郁夫	木村クリニック	300-4204	つくば市作谷 1125	029-869-1211	整外	6区
5	常任理事	丹野 英	丹野病院	310-0841	水戸市酒門町 4887	029-226-6555	麻	1区
6	〃	池田 勝	筑西いけだクリニック	309-1116	筑西市横塚 933-1	0296-57-2555	整外	1区
7	〃	渡邊 行彦	わたなべ整形外科	309-1703	笠間市鯉淵 6266-140	0296-70-5577	整外	2区
8	〃	菊地 達之	菊地整形外科	301-0021	龍ヶ崎市北方町 633	0297-64-6111	整外	3区
9	〃	小野瀬好良	小野瀬医院	311-0111	那珂市後台 1829-5	029-295-2221	整外	4区
10	〃	嶋崎 直哉	嶋崎病院	317-0076	日立市会瀬町 3-23-1	0294-36-7070	整外	5区
11	〃	塚田 篤郎	県南病院	300-0841	土浦市中 1087	029-841-1148	脳外	6区
12	〃	大木 準	結城病院	307-0001	結城市結城 9629-1	0296-33-4161	外	7区
13	理事	吉成 尚	吉成医院	319-3526	久慈郡大子町大子 813-1	0295-72-0555	整外	4区
14	〃	廣瀬 廣	広瀬クリニック	300-4354	つくば市国松 56-1	029-866-0129	整外	6区
15	〃	塚田 智雄	塚田整形外科	300-0037	土浦市桜町 3-9-20	029-824-1111	整外	6区
16	〃	塚原 靖二	土浦厚生病院	300-0064	土浦市東若松町 3969	029-821-2200	精神	6区
17	〃	小豆畑丈夫	小豆畑病院	311-0105	那珂市菅谷 605	029-295-2611	救急	4区
18	〃	石島 隆弘	石島整形外科医院	310-0004	水戸市青柳町 505	029-221-4821	整外	1区
19	〃	延島 茂人	延島クリニック	309-1233	桜川市東飯田 658	0296-58-5058	内	1区
20	〃	滝 徳宗	滝川医院	318-0031	高萩市春日町 2-64	0293-23-3100	整外	5区
21	〃	折野 陽一	川尻整形外科	319-1411	日立市川尻町 3-19-13	0294-33-7819	整外	5区
22	〃	佐藤 理行	さとう整形外科クリニック	319-2145	常陸大宮市宇留野 3090-4	0295-55-8211	整外	4区
23	〃	平澤 知之	もり眼科	311-4153	水戸市河和田町 4405-117	029-251-4113	眼科	1区
24	〃	土沢 忠正	土沢整形外科	310-0841	水戸市酒門町 255	029-247-0558	整外	1区
25	監事	小松 史	小松整形外科医院	312-0032	ひたちなか市津田 3245-1	029-275-4141	整外	4区
26	〃	小宅雄一郎	勝田整形外科医院	312-0042	ひたちなか市東大島 4-4-13	029-274-5121	整外	4区
27	顧問	小松 満	小松整形外科医院	312-0032	ひたちなか市津田 3245-1	029-275-4141	整外	4区
28	〃	中村 尚	中村整形外科医院	310-0903	水戸市堀町 1153-3	029-255-2225	整外	1区